

木材関連事業者の方へ

クリーンウッド法

に基づく

事業者登録

のすすめ

クリーンウッド法とは

環境破壊などの問題を引き起こす

森林の違法な伐採。こうした違法伐採を排除

するための取組が各国で講じられています。そうしたなか、わが国において、2017(平成29)年5月にクリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進等に関する法律)が施行されました。

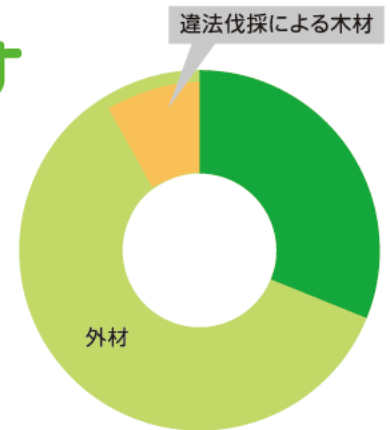
クリーンウッド法が施行され、すべての事業者は、政府調達だけでなく、民間需要においても、合法伐採木材等*を利用するよう努めることが求められています。特に木材関連事業者は、取り扱う木材等の合法性の確認その他の措置を行うこととなり、それらの措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は登録を受け、そのことを消費者に示すことができるしくみが定められています。

*合法伐採木材とは、木材を生産する各国の法律に適合して伐採された木材のことをいいます。合法伐採木材の流通・利用は、自然環境の保全や健全な木材産業の発展をもたらす、消費者に安全で質の高い木材・木材製品を提供することにもつながります。

その木材は合法的に伐採されたものですか？ いま、世界的に、 違法伐採が問題になっています

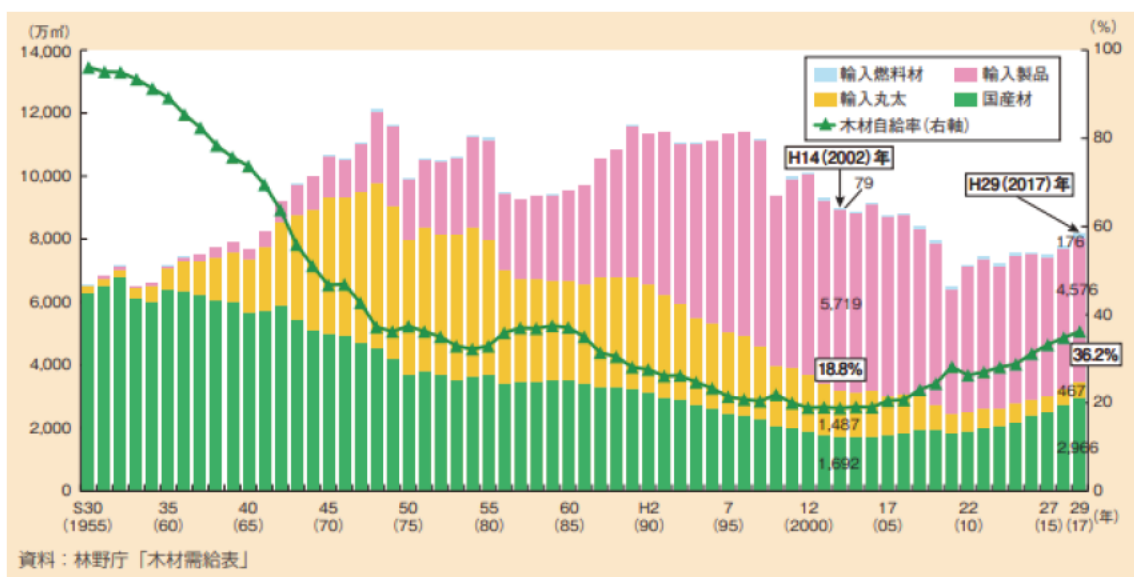
国産材の需要は増加していますが、自給率は34.8%。木材・木材製品の65.2%は輸入に頼っており、そのうちの12%が違法伐採によるものという、英国の調査研究機関の報告*があります。

*資料: CHATHAM HOUSE report, "Trade in Illegal Timber: The Response in Japan", 11.2014.



木材供給量と木材自給率の推移 (1955～2017年)

出典: 平成30年度 森林・林業白書



資料: 林野庁「木材需給表」

- 木材の需要量は2009(平成21)年を底に回復、2017(平成29)年には8,185万m³(丸太換算)
- 国産材の需要は2000年頃より増加、2016(平成29)年の木材自給率は36.2%
- 木材輸入量は、1996(平成8)年をピークに漸減。2017年は微増しており、5,219万m³
- 輸入材は丸太は少なく、約9割が製材、合板、チップ、パルプなどの木材製品(2017年)

違法伐採には、 地球環境の悪化をはじめとする さまざまな悪影響があります



熱帯雨林の例 提供: 森林総合研究所

違法伐採は、自然環境や生態系の破壊をはじめ、その国の木材収入や税収の損失、ゲリラ・テロ組織への資金供給など、さまざまな問題を引き起こします。

違法に伐採された不当に安い木材や、その木材を原料とする製材・加工製品が国際的に流通することにより、持続可能な森林経営のもと生産された木材、製材・加工製品の流通が阻害されるなど、その悪影響は違法伐採が行われている国だけでなく取引先の国にも及びます。



違法伐採対策は、SDGs*（エスディー ジーズ）と深くかかわっています

違法伐採対策に取り組むことは、17のゴールのうち、特に「12 作る責任使う責任」、「13 気候変動に具体的な対策を」、「15 陸の豊かさを守ろう」、「16 平和と公正をすべての人に」などにつながります。SDGsの達成には、国際機関や政府のみならず企業等の多様な主体が関わることを求められます。



SDGsは、2015年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」（2030アジェンダ）の中核をなし、国際社会全体として取り組む2030年のあるべき姿としての17のゴールと169のターゲットを示したものです。

2016年5月に開催されたG7伊勢志摩サミットにおける首脳宣言の2030アジェンダの項目に「持続可能な森林経営及び違法伐採の根絶」が盛り込まれ、同月、クリーンウッド法が国会で成立しています。

* Sustainable Development Goals = 持続可能な開発目標

* アジェンダは戦略や行動計画と訳されています。



クリーンウッド法の事業者登録をすると、 消費者と社会へのイメージアップ にもつながります

クリーンウッド法の事業者登録をすると、合法伐採木材等を積極的に使う信頼に足る木材関連事業者であることを消費者や社会に示すことができます。

近年、SDGsと同時に、この目標を達成するための手段としてESG*投資のことが話題になっています。これは、投資家や金融機関が環境や社会面でより良い企業に対して選択的に投資をしようとするもので、企業のイメージアップはますます重要になっています。

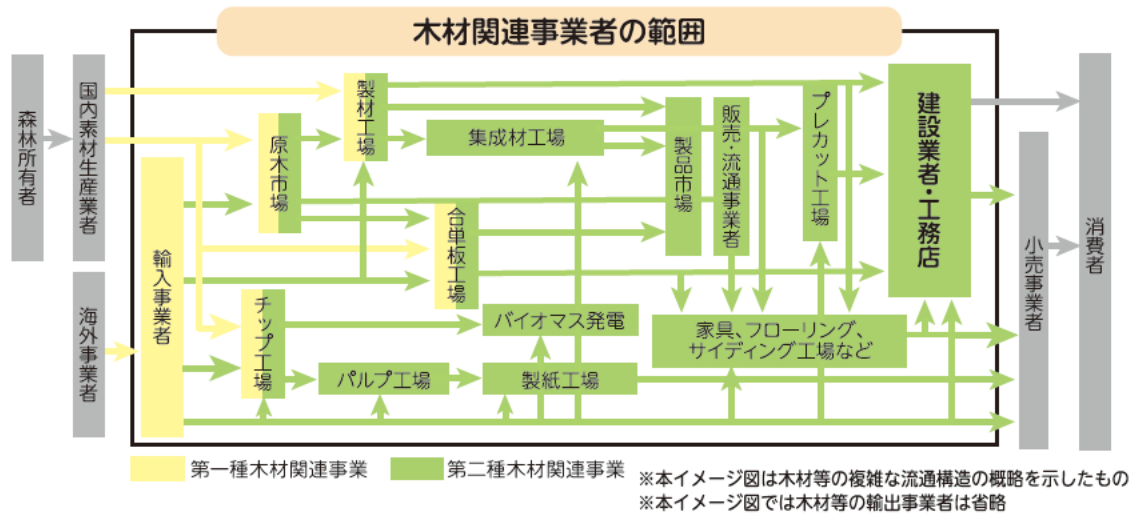
* Environmental, Social, Governance

なお、ESG投資家から評価を受けている企業は、自社のサプライチェーン、バリューチェーンにおけるESGへの配慮をします。関連する企業もその影響を受けることになります。



クリーンウッド法が対象とする 【木材関連事業者】は【木材等】を取り扱う すべての事業者です

クリーンウッド法が対象とする【木材関連事業者】とは、【木材等(下欄参照)】を取り扱う、木材供給における川上から川下までのさまざまな事業者をいいます。



木材関連事業者が行う事業は、第一種木材関連事業と第二種木材関連事業に区分される。

- 第一種木材関連事業(例)** 素材生産業者から丸太を買取り、製材をする事業／自社林を自ら伐採し、合板を製造する事業／木材等の輸入をする事業
- 第二種木材関連事業(例)** 第一種木材関連事業等から買取りした木材等の加工、販売をする事業／木材等を調達して建築物その他の工作物の建築・建設をする事業

クリーンウッド法の対象となる 【木材等】は、木材から家具、紙等まで となっています

クリーンウッド法において「木材等」とは、「木材」及び「家具、紙等の物品」をいい、木材関連事業者が取り扱う木材等が合法性の確認対象です。

木材	家具、紙等の物品		
丸太 角材 ひき板 単板 合板 集成材 単板積層材 木質ペレット チップ状 又は小片状の木材	家具 椅子 机棚 収納用什器 ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード ベッドフレーム	その他 サイディングボード フローリング 木質セメント板	パルプ 木材パルプ 紙 トイレ用紙 ティッシュペーパー コピー用紙 フォーム用紙 印刷用紙 インクジェットカラー プリンター用塗工紙

第二種木材関連事業に係る木材の【合法性の確認】は、購入先が発行する納品書等で行います



第一種木材関連事業を行う者



樹木の所有者や木材等を輸出する者から、樹木の種類、伐採地等の情報を、合法性証明の書類を提供させて確認を行います。

- 合法性が確認できない場合、さらなる追加の措置(原産国からの情報収集等)が求められます。
- 追加の措置を行う場合、合法性の確認ができない木材等は、確認できなかったものとして流通させることができます。

第二種木材関連事業を行う者

木材等の購入先である木材関連事業者が発行する合法性を確認できたとする書類(納品書等)に基づき、合法性の確認を行います。

- 合法性が確認できない場合でも、追加の措置は求められません。



第一種木材関連事業を行う者は、全ての事業部門と木材等の種類について、登録を行いますが、第二種木材関連事業を行う者は、それらを限定して登録することができます。

登録により、【登録木材関連事業者】という名称を取引先や消費者に示すことができます



木材関連事業者は、登録実施機関(⇒P6)が行う登録を受けることができます。登録した木材関連事業者は、登録実施機関において公示されるとともに、自らそのことを明示することができます。

- 登録の手続きはシンプル(⇒P6)。合法的に伐採された木材を使っている事業者であることを表明でき、消費者や地域社会からの信頼につながります。

登録申請の手続きは、かんたんです

事業者が行う手続き

① 登録の準備

- ・申請先の登録実施機関のHP等から申請要領等入手し、申請方法を確認してください。
- ・申請書、添付図書その他必要な書類を準備してください。
- ・登録実施機関によっては事前相談等を行っていますので、お尋ねください。

② 申請

- ・登録実施機関に申請を行います。(申請手数料、支払時期は、登録実施機関により異なるので確認を)
- ・登録実施機関から書類の不備等の指摘があれば、速やかに修正等の対応を。
- ・申請書類が受理されましたら、その旨が登録実施機関から通知されます。

登録実施機関による手続き

③ 事業者の審査（登録実施機関）

- ・登録実施機関が申請内容に基づき、審査を行います。
- ・審査の結果が、登録実施機関から通知されます。

④ 事業者の登録・公示（登録実施機関）

- ・審査に合格した事業者は、登録実施機関に“第○種登録木材関連事業者”として登録されます。
- ・登録事業者に対して、登録実施機関から登録証が交付されます。
- ・登録実施機関のHPで登録木材関連事業者であることが公示されます。
- ・事業者自らが登録木材関連事業者であることを、自社のHP、パンフレット、のぼりなどで明示することができます。

登録後は、状況報告や、調査への協力をすることになります

木材関連事業者は、クリーンウッド法の省令・規則に基づいて、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じることになります。登録後に取り組むことは、以下④⑤になります。

登録にかかわらず、木材関連事業者が取り組むこと

① 使用する木材等の合法性の確認

- ・木材等の購入先が発行する書類その他の内容（納品書等における合法性の確認結果の記載等）を確認します。
- ・合法性の確認対象は、事業者自らが調達する木材等に限られます。
- ・第二種木材関連事業の場合、木材等の樹種、伐採された国や地域を把握する必要はありません。

② 記録の保存

- ・合法性の確認に関する記録及び木材等の調達時に提供を受けた書類を5年間保存します。

③ 体制の整備

- ・木材等の合法性の確認その他の措置、木材等の分別管理（建築・建設事業等は除く）の実施のための責任者を設け、必要な体制を整備します。

①③に加え、登録後に取り組むこと

④ 実施状況等の報告

- ・少なくとも毎年一回、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の状況について、登録実施機関に報告します。

⑤ 登録実施機関の調査への協力（必要に応じて）

- ・登録実施機関が行う調査に協力します。

※登録する際には③体制の整備の一環として、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定が必要になります。

登録には多くのメリットがあります

一般事業者や消費者、地域からの信頼、登録していない事業者との差別化、消費者PRへの活用などさまざまです

① 無登録の事業者との差別化

クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者であることを消費者等に明示。
ものづくりや社会への取組が評価され、登録をしていない事業者との差別化を図ることができます。

② 法律に位置づけられた事業者としての社会的評価

本登録はクリーンウッド法に基づいていますので、法律に位置づけられた事業者として評価されます。

③ 地域社会や消費者・一般事業者に対して、事業者としての信頼性が向上

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材の利用促進に努めることによって、地域社会や消費者・一般事業者に対する信頼性が向上。

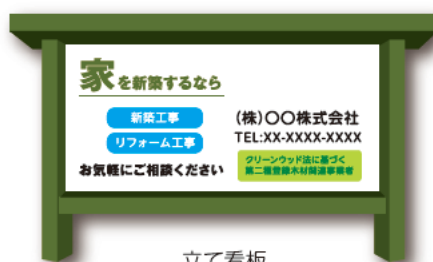
④ 企業ブランドの向上、社会に波及

登録木材関連事業者の責務を遂行していることを、SDGs や自社の CSR 活動*として社会に向けて発信することで、企業ブランドを高めるとともに社会に波及する効果が期待されます。

※Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任



名刺



立て看板



のぼり



ホームページ

登録実施機関のご案内

登録をご検討されている木材関連事業者の方は、以下の登録実施機関にお問い合わせください。

登録実施機関名	登録実施事務の対象		登録実施事務を行う事務所の所在地	問い合わせ先 (電話番号)
	対象事業	事業の別		
公益財団法人 日本合板検査会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出 又は販売をする事業 (2) 木材を使用して建築物その他の 工作物の建築又は建設をする 事業 (3) 木質バイオマスを用いた発電 事業	①本部：東京都港区西新橋3-13-3 ②北海道検査所：北海道札幌市白石区 中央三条3-6-25 ③東北検査所：岩手県盛岡市みたけ1-5-49 ④東京検査所：埼玉県草加市谷塚2-11-33 ⑤名古屋検査所：愛知県名古屋市中村区 烏森町6-117 ⑥大阪検査所：大阪府大阪市住之江区 平林北2-2-8 ⑦中国検査所：島根県松江市学園1-9-8 ⑧九州検査所：福岡県北九州市門司区 西海岸3-1-38	03-5776-2680 http://www.jpicew.net/index.shtml
公益財団法人 日本住宅・木材 技術センター	第二種木材関連事業	(1) 木材等の製造、加工、輸出又は 販売をする事業 (2)に掲げる事業と密接に関わる事 業に限る。 (2) 木材を使用して建築物その他の 工作物の建築又は建設をする 事業	東京都江東区新砂3-4-2	03-5653-7662 http://www.howtec.or.jp
一般財団法人 日本ガス機器検査 協会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出 又は販売をする事業 (2) 木材を利用して建築物その他の 工作物の建築又は建設をする 事業 (3) 木質バイオマスを用いた発電 事業	東京都港区赤坂1-4-10	03-3586-1686 http://www.jja-page.or.jp/environment/
一般社団法人 日本森林技術協会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1) 木材の製造、加工、輸入、輸出 又は販売をする事業 (2) 木質バイオマスを用いた発電 事業 ※対象とする木材等の種類は木材とし、 地域等は国産材とする。(ただし、品揃 え等のため、取り扱う木材の量の過半 が国産材である場合に限り南洋材 及び北洋材以外の木材を取り扱う場 合等は対象とする。)	東京都千代田区六番町7	03-3261-9111 又は 03-3261-9112 http://www.jafta.or.jp/contents/home/
一般財団法人 建材試験センター	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出 又は販売をする事業 (2) 木材を利用して建築物その他の 工作物の建築又は建設をする 事業 (3) 木質バイオマスを用いた発電 事業	東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	03-3808-1124 http://www.jtccm.or.jp/
一般社団法人 北海道林産物検査会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業 (北海道内に本社を 有する者が行うもの に限る。)	(1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出 又は販売をする事業 (2) 木材を利用して建築物その他の 工作物の建築又は建設をする 事業 (3) 木質バイオマスを用いた発電 事業	北海道札幌市中央区北三条西7-1-5	011-251-7830 http://hokurinken.jp/

グリーンウッド・ナビ(林野庁)

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/>

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引(平成29年9月15日版)(主務省)

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4tebiki.pdf>

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A(主務省)

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4qa.pdf>

グリーンウッド法をもっと詳しく知りたい

農林水産省林野庁の補助事業により作成

公益財団法人 日本住宅・木材技術センター

〒136-0075 東京都江東区新砂3-4-2 TEL 03-5653-7662 FAX 03-5653-7582

2019年9月改訂